

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地下街を中心とした周辺街区における低炭素化モデル事業)
の募集について
(公募要領)

平成28年5月
環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

環境省では、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地下街を中心とした周辺街区における低炭素化モデル事業)(以下「補助事業」という。)の募集を行います。本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、以下のとおりです。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)及び「地下街を中心とした周辺街区における低炭素化モデル事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に従って手続き等を行っていただくことになります。

このため、交付要綱及び実施要領を必ず熟読の上、応募いただきますようお願いいたします。

目 次

1.	事業の目的	1
2.	事業の要件	1
3.	補助金の内容	1
4.	補助事業者の選定.....	2
5.	応募の方法	2
6.	事業に関する留意事項.....	4

1. 事業の目的

高度成長期から 40 年以上経過し、商業施設や業務ビルの集積した街区の地下街等が老朽化しており、再開発やエネルギーコストを軽減するための改修等が検討されている。

本補助事業では、出資や業務提携等により、地方公共団体と連携している事業者や第三セクター等が、地下街を中心にその周辺の地下街区等の低炭素化をするための事業を行う場合に、事業に必要な経費の一部を支援し、大都市部 CO2 削減対策を推進することを目的としています。

2. 事業の要件

本補助事業の交付の対象となる事業は、交付要綱第 4 条第 1 項第三号に規定する事業であって、次の各号に該当するものであること。

- 一 地下街(地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。)及びその周辺街区の既存設備機器・システム等の置換え又は改修を行うことによりエネルギー起源二酸化炭素の年間排出量を直近年度(応募申請時の前年度をいう。)と比較して「10%以上削減」できる事業
- 二 当該事業に係る設備が適正に管理されるよう、管理・運営体制が整備されていること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

3. 補助金の内容

(1) 補助事業者

次に掲げる者のうち、地方公共団体が出資又は業務提携している者

- ・民間企業
- ・一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人、公益財団法人
- ・その他環境大臣が適当と認める者

なお、別添 1 に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 補助対象経費

事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費、設備費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

(3) 補助率

補助対象経費の 2 分の 1

(4) 事業期間

原則として交付決定日から平成 29 年 3 月 20 日とします。

なお、事業計画が複数年度にわたる場合は、補助事業の実施期間を 2 年以内とし、その理由を付して、複数年度の事業計画を提案することが可能です。ただし、複数年度にわたる事業計画が採択された場合であっても、交付申請は年度毎に行うものとし、次年度以降の補助金交付を決定するものではありません。

4. 補助事業者の選定

(1) 一般公募を行い、選定します。

(2) 応募者より提出された応募書類について、書面及び審査委員会による審査を以下の通り行います。なお、必要に応じて、提出された書面内容を補足するための聞き取りや追加資料の提出等を求めることがあります。

ア 必要な内容及び資料の有無等について書面審査を行います。

イ アの書面審査を通過した提案について、環境省及び外部有識者で構成される審査委員会により、審査項目に基づく審査及び採点を行います。当該採点の結果を基に、予算総額の範囲内において補助事業者を選定し、採択案件を決定（内示）します。

(3) 審査項目については、別添 2「地下街を中心とした周辺街区における低炭素化モデル事業採択審査基準」を御参照ください。

(4) 審査結果は、応募者に対して文書で通知します。

なお、内示に当たっては、附帯条件を設定する場合や、金額を減額して内示する場合などがありますので御了承ください。また、審査結果に対する御意見・御質問は対応いたしかねます。

5. 応募の方法

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類及び応募様式ファイル等を保存した電子媒体（DVD-R）を公募期間内に環境省へ提出していただきます。提出物は封書に入れ、宛名面に「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地下街を中心とした周辺街区における低炭素化モデル事業）応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

平成 28 年 5 月 24 日 (火) ~ 平成 28 年 6 月 23 日 (木) 17 時必着

(3) 応募に必要な書類

応募申請書

事業実施計画書【別紙 1】

経費内訳【別紙 2】

組織の概要

経理状況説明書

直近の 2 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書

(申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)

定款

申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本 (いずれも発行後 3 ヶ月以内のもの)

(4) 部数

- ・(3) に掲げる書類 (紙) をそれぞれ 6 部
- ・これらの電子データを収納した DVD-R 1 式

(5) 提出先

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 3 階

(6) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。(提出期限必着のこと)

(7) 応募に関する質問

受付先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2 中央合同庁舎 5 号館 3 階

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

E-mail : yuichi_nishiyama@env.go.jp

FAX : 03 - 3580 - 1382

受付方法

電子メール又はFAX（A4、様式自由）にて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応しません。）。電子メール又はFAXの件名は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地下街を中心とした周辺街区における低炭素化モデル事業）に関する質問」としてください。

受付期間

平成28年5月24日（火）から平成28年6月7日（火）の17時まで

回答

電子メール又はFAXにより行います。

6. 事業に関する留意事項

（1）交付申請

公募により選定・内示を受けた事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続き等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

ESCO事業のうち、シェアード・セイビングス契約方式による場合には、サービス料から補助金相当分が減額されることを証明できる書類も添付して下さい。

（2）交付決定

環境省は提出された交付申請書の内容について以下の事項に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・ 申請に係る補助事業に要する経費（設備費、工事費、諸経費等）が、補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定されているものであること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金等（負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

（3）事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則と

なります。補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・ 契約日・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・ 補助事業に要した経費の支払いについては、原則当該事業期間中に完了させること。

（４）補助金の経理等について

補助事業に要した経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

（５）実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業完了日から起算して３０日を経過した日又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに完了実績報告書を環境省宛てに提出していただきます。

環境省は事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、利益相当分を排除した額（製造原価等）を補助対象経費の実績額といたします。

（６）補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。ただし、真に必要と認められる場合には、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

（７）取得財産の管理について

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳（交付要綱に定める様式）を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、当該財産のうち取得又は効用増加価格が単価５０万円以上の機械、器具等については、財産処分制限期間（耐用年数）内において処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し

(廃棄を含む。) することをいう。) しようとするときは、あらかじめ環境大臣の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された機械、器具等の取得財産等には、環境省補助事業により取得した旨を明示しなければなりません。

(8) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績、二酸化炭素の削減量及び波及効果等を毎年度取りまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出していただきます。

(9) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めますので、これを参照してください。